

Information

01

不法投棄をなくし美しい「登米」を将来へ

しない、させない、許さないの意識で根絶

私たちの普段の生活や事業活動からは、大量の廃棄物が排出されています。その廃棄物を定められたルールに従わず、不法投棄する人が後を絶ちません。

不法投棄されたものは、産業廃棄物や家電製品、家庭ごみなどさまざまですが、軽い気持ちのポイ捨ても不法投棄という犯罪行為に含まれ、厳しい罰則が科せられます。不法投棄によって、美しい自然や景観を損なうだけでなく、有害物質が含まれていた場合は、健康や生活環境に悪影響を及ぼすことが考えられます。投棄物が河川から海に流れ出れば、海洋汚染にもつながります。さらに、投棄物を撤去するには、多くの労力と処理費用がかかることとなります。

豊かで美しい自然を子どもたちに残すため、市民一人一人が、不法投棄は「しない」、「させない」、「許さない」とい

う意識を持ち、根絶しましょう。

不法投棄されない環境づくりを

不法投棄は、山林や河川敷など、人目に付きにくい場所が多く見られます。不法投棄された廃棄物は、投棄者が判明しない場合、土地の所有者や管理者が処理しなくてはなりません。

不法投棄対策として、柵やフェンス、看板の設置、草刈りなど、適正な管理による環境づくりも大切です。

野外焼却の禁止について

廃棄物の焼却は、法律で定められた基準を満たしている焼却炉での焼却や、農業を営むためなど、やむを得ない軽微な焼却を除き、禁止されています。

少しの量であっても、紙類やビニール類、プラスチック類など日常生活から排出されるごみの焼却は、軽微なものとしては認められません。紙類は資源回収に出すなど、適切な処分をお願いします。

また、法律で例外とされた軽微な焼却や農業を営むための焼却であっても、煙やにおいなどで近隣住民の生活環境に悪影響を与える場合は、認められず、指導の対象になります。

廃棄物は適正に処理し、快適な生活環境が保たれるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】市民生活部環境課(生活環境係)
☎0220(58)5553

不法投棄・野外焼却の罰則

廃棄物を不法投棄した者及び違法に焼却した者(未遂行為も含む)は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)、または併科する

Information

02

幼児教育・保育の無償化10月からスタート

人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減のため、10月から幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。

無償化の対象範囲

■幼稚園、保育所、認定こども園など

【対象者・利用料】幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもが利用料が無償化されます。

※実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。

※幼稚園は、満3歳(3歳になった日)から、保育所は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。

※0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

【対象施設・サービス】幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育など)、企業主導型保育事業も無償化の対象です。

■幼稚園および認定こども園の預かり保育

【対象者・利用料】幼稚園の預かり保育を利用する子どもは、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園授業料の無償化(上限月額2万5700円)に加え、最大月額1万1300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※認定こども園における1号認定の子どもが利用する預かり保育も含まれます。

■認可外保育施設など

【対象者・利用料】認可外保育施設などを利用する子どもは、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子どもを対象として、月額3万7千円までの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの子どもの利用料は、住民税非課

税世帯を対象として、月額4万2千円まで無償化されます。

【対象施設・サービス】認可外保育施設、認可外の事業所内保育施設など

※子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業も対象になります。

障害児通所施設

【対象者・利用料】児童発達支援、保育所等訪問支援のサービスを利用する3歳から5歳までの全ての子どもが利用料が無償化されます。

※幼稚園、保育所、認定こども園と障害児通所施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象になります。

食材料費の取り扱い

無償化に伴い、これまで保育料の一部として徴収されていた3歳から5歳までの保育所や、認定こども園の保育機能を利用する子どもの副食費

が実費徴収となります。※年収360万円未満の世帯や小学校就学前の範囲で数えて3人目以降の子どもは、支払いが免除されます。

対象となるための手続き

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもは、新たな手続きは必要ありません。幼稚園および認定こども園

| 区分 | 対象施設・サービス | 対象になるための手続き | 対象者 | 無償化の範囲 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども | 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業 | 不要 | 0～5歳(小学校就学前)※0～2歳児クラスの子どものみ対象 | 無償 ※実費徴収している経費は、引き続き利用者の負担となります |
| | 幼稚園および認定こども園の預かり保育 | 保育の必要性があることの認定が必要 | 3～5歳(小学校就学前)※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみ対象 | 最大月額11,300円まで(注) ※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、16,300円まで |
| 上記施設を利用しない子ども | 認可外保育施設(事業所内を含む)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など | 保育の必要性があることの認定が必要 | 3～5歳(小学校就学前)※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみ対象 | 合計で月額37,000円まで |
| | | | 0～2歳の住民税非課税世帯 | 合計で月額42,000円まで |

(注) 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。(月額450円×利用日数)